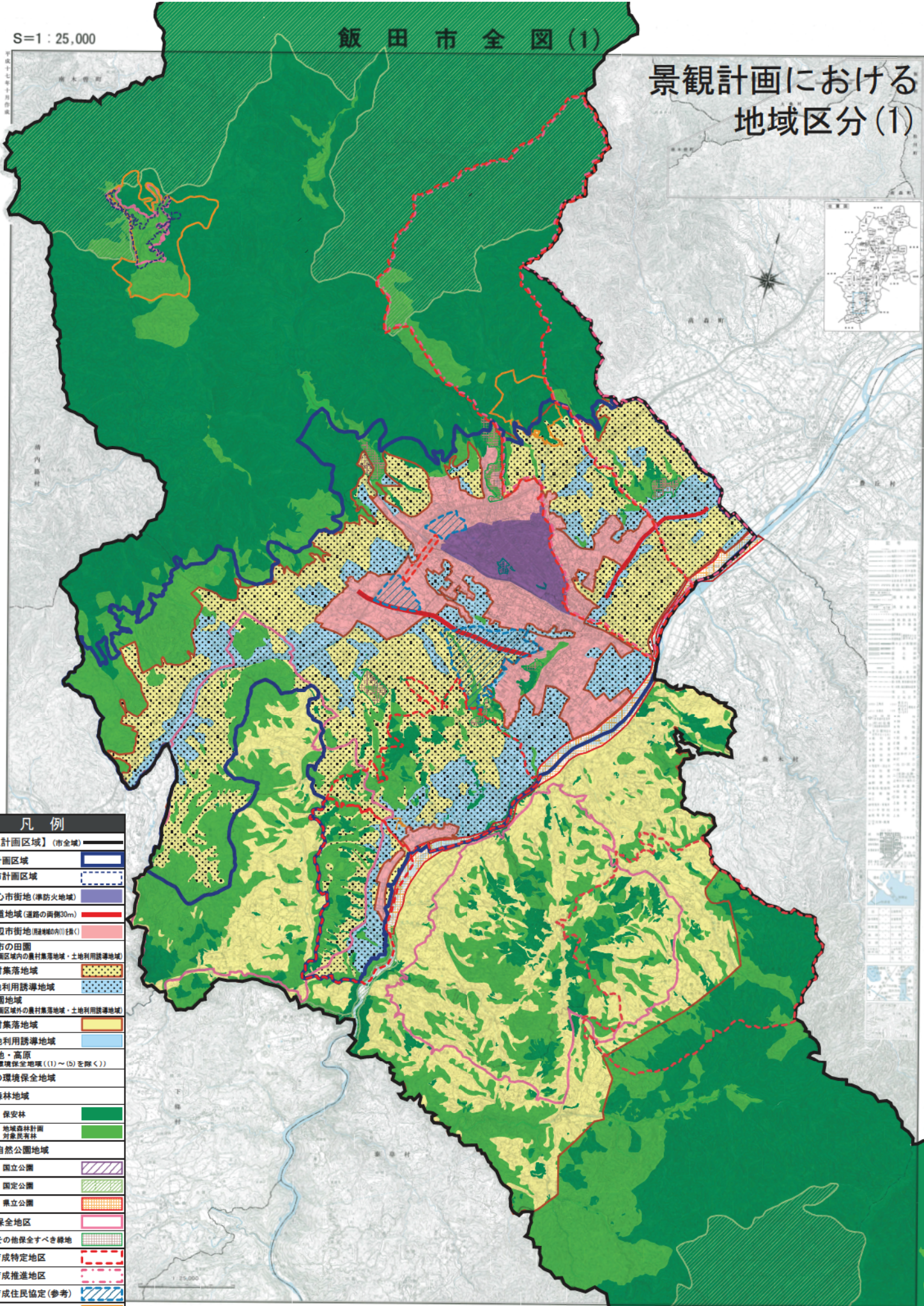


景観計画における地域区分(1)



凡例

【景観計画区域】(市全域)

都市計画区域

準都市計画区域

(1) 中心市街地(準防火地域)

(2) 沿道地域(道路の両側30m)

(3) 周辺市街地(原線跡の両側10m)

(4) 都市の田園(都市計画区域内の農村集落地域・土地利用誘導地域)

農村集落地域

土地利用誘導地域

(5) 田園地域(都市計画区域外の農村集落地域・土地利用誘導地域)

農村集落地域

土地利用誘導地域

(6) 山地・高原(緑の環境保全地域(1)~(5)を除く)

緑の環境保全地域

森林地域

保安林

地域森林計画対象林

自然公園地域

国立公園

国定公園

県立公園

保全地区

その他保全すべき緑地

景観育成特定地区

景観育成推進地区

景観育成住民協定(参考)

郷土環境保全地域(参考)

平成20年1月

平成20年8月【都市の田園変更(都市計画区域編入に伴う)】

平成20年10月【景観育成特定地区追加(川路地域景観計画策定に伴う)】

平成21年10月【景観育成特定地区追加(竜丘地域景観計画策定に伴う)】

平成22年3月【景観育成推進地区追加(座光寺地域景観計画策定に伴う)】

平成25年12月【景観育成特定地区追加(鼎地域景観計画策定に伴う)】

平成28年1月【景観育成特定地区追加(上郷地域景観計画策定に伴う)】

平成28年9月【景観育成推進地区変更(都市計画道路羽場大堀本線沿道屋外広告物特別規制地域変更に伴う)】

令和3年1月【景観育成特定地区追加(上久堅地域景観計画策定に伴う)】

※この地図は概要を示したものです。詳細は、関係機関へお問合せください。